

令和7年1月15日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2 件
（うち石油給湯機 1 件、
屋外式（R F 式）ガス瞬間湯沸器（L P ガス用） 1 件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 5 件
（うち電気式浴室換気乾燥暖房機 1 件、空気圧縮機 1 件、
電動工具（丸のこ） 1 件、電気ストーブ（セラミックファンヒーター） 1 件、
イヤホン（コードレス式、マイク付、リチウムイオンバッテリー内蔵） 1 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：荒木、別所、庄田

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202401016	令和6年12月30日	令和7年1月10日	石油給湯機	UIB-3320TX(F)	株式会社コロナ	火災	当該製品及び建物1棟を全焼し、1棟を類焼する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	秋田県	製造から20年以上経過した製品
A202401019	令和7年1月4日	令和7年1月10日	屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(LPガス用)	TP-SQ206R-1	高木産業株式会社 (現 パーパス株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品の排気口から出た炎により、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	三重県	製造から20年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202401013	令和6年12月28日	令和7年1月9日	電気式浴室換気乾燥暖房機	火災	当該製品内部の埃から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	
A202401014	令和6年11月30日	令和7年1月9日	空気圧縮機	火災	工場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年1月8日
A202401015	令和6年8月23日	令和7年1月10日	電動工具(丸のこ)	重傷1名	宿泊施設の庭先で当該製品を使用中、誤って工具で強打し、脚を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	長野県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年10月11日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202401017	令和6年11月25日	令和7年1月10日	電気ストーブ(セラミックファンヒーター)	火災 死亡1名	発煙に気付き確認すると、当該製品及び建物を全焼する火災が発生しており、1名が死亡した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	山梨県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年1月7日
A202401018	令和6年11月28日	令和7年1月10日	イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムイオンバッテリー内蔵)	火災	介護施設で当該製品を胸ポケットに入れていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和6年12月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年12月17日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし